広佐支特第１２６号

令和３年　２月　５日

可部南集会所　老人集会施設管理者

可部南集会所運営委委員会　委員長　竹本　靖則　様

広島市長　松井　一實

（安佐北区地域支えあい課）

可部南老人集会施設の管理について（お願い）

　余寒の候、皆様におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、これまで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に向け、1月15日付け「可部南老人集会施設の管理について」などにより、施設管理についてのお願いをさせていただいたところですが、令和3年2月4日に本市において令和3年1月15日付け本市主催イベント等の開催の方針を変更しました（参考1参照）。

つきましては、変更後の方針を踏まえ、引き続き2月21日までの間、施設管理に当たっては下記太枠のとおり取り扱っていただくようお願いします。

なお、「高齢者いきいき活動ポイント事業」についても、これに準じた取扱いとなります（参考2参照）ので、下記の「新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた介護予防活動について」（参考3参照）と合わせて、利用者への情報提供など施設運営の参考にしていただくようお願いします。

１　施設管理者主催のイベントは、この方針に沿って開催の実施、中止又は延期等を判断してください。

２　既に施設の利用予約をされている方に対して、電話等により可能な限り、この方針に沿った取扱いをお願いしてください。

３　利用者（市民等）へ施設の利用許可を行う際は、「第3次新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策（参考4参照）」記載のイベント等の開催要件に従っていただくとともに、「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針（11月30日改訂）※1」を交付して※2、記載されている感染防止対策を講じた上で開催するようにお願いしてください。また、21時以降の利用については、原則行わないようにしてください。

４　掲示用の「令和3年2月8日から令和3年2月21日までの間における本市主催イベント等の開催の方針について」も、既に掲示してある「市民や企業等が主催されるイベント等の開催について（お願い）」と併せて掲示してください。

５　万一、施設において感染が確認又は疑われる状況が発生した場合については、速やかに（土日においても）区役所担当者に連絡（添付資料5の例による）してください。

※1　別紙「イベント開催時の必要な感染防止策」を含む。

※2　職員が常駐していない場合は、「（掲示用）令和3年2月8日から令和3年2月21日までの間における本市主催イベント等の開催の方針について」と「（交付用）広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針（11月30日改訂）」を、利用簿と一緒にセットするなどして、持ち帰っていただけるようにしておく。

【添付資料】

　１　（交付用）広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針（11月30日改訂）

　２　（交付用）イベント開催時の必要な感染防止策

　３　（掲示用）令和3年2月8日から令和3年2月21日までの間における本市主催イベント等の開催の方針について

　４　（掲示用）市民や企業等が主催されるイベント等の開催について（お願い）

　５　 施設（管理者又は利用者）における感染が確認又は疑われる状況の発生について

【参考】

１　本市の感染状況及び「第３次新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策」を踏まえた本市主催イベント等の開催及び本市所管施設の臨時休館等の方針の変更について

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/korona/206699.html>

２　新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえたポイント事業活動の実施について

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/koureisha/6191.html>

　　３　新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた介護予防活動について

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kaigo/852.html>

４　「第３次新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/420174.pdf>

広島市安佐北区厚生部地域支えあい課

担当：長谷川　古川　田原

<TEL:(082)819-0588>

E-mail:as-sasaeai@city.hiroshima.lg.jp